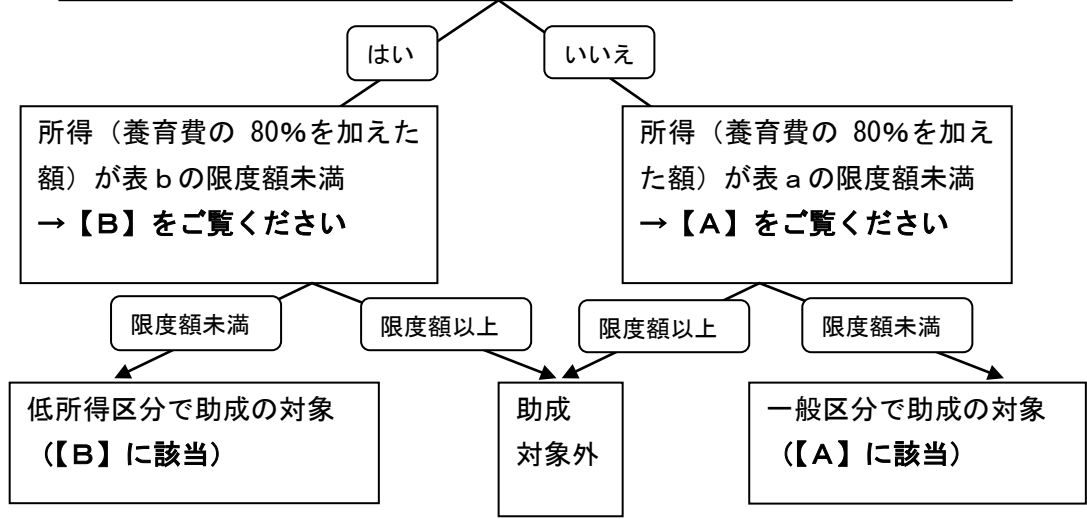


母子家庭等医療費助成制度の所得制限

低所得者に該当する。
 「低所得」とは、助成対象者と同一生計を維持する関係にある方全員（母または父または扶養義務者等）について、市民税が課税されておらず、公的年金等の収入金額と合計所得を加えた額が80万円以下の場合です。（低所得者を判定する際の所得は地方税法上の各種所得控除前の所得で、養育費の80%は加えません。）



【A】または【B】に該当するとき、この制度の対象者となります。

【A】 前年の所得が児童扶養手当の全部支給の基準（表 a）未満の方
 →Bの「低所得者」に該当しないときは「一般区分」での助成になります。
 （表 a）※養育費の80%を所得に含めます

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	母 等	扶養義務者等
0	190,000 円	2,360,000 円
1	570,000 円	2,740,000 円
2	950,000 円	3,120,000 円
3	1,330,000 円	3,500,000 円
4	1,710,000 円	3,880,000 円
5	2,090,000 円	4,260,000 円

【B】 前年の所得が「低所得者」に該当する場合、ただし、児童扶養手当の一部支給の基準（表b）未満であること。 →「低所得」区分での助成になります。

「低所得者」かどうかの判定には養育費を所得に含めません。

（表b）※「低所得者」でも、所得に養育費の80%を加えた額が下記限度額以上のときは対象外です。

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	母等	扶養義務者等
0	1,920,000円	2,360,000円
1	2,300,000円	2,740,000円
2	2,680,000円	3,120,000円
3	3,060,000円	3,500,000円
4	3,440,000円	3,880,000円
5	3,820,000円	4,260,000円

※（表a）と（表b）の表に加算されるもの

○母等

- ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族1人につき15万円

○扶養義務者等

- ・老人扶養親族1人につき6万円（ただし、老人扶養親族のみの時は2人目から加算）